

📎 資産税～お役立ち～新聞 📎

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第 31 号(2018 年 3 月)

📎 << - - [養子縁組届出の受付] 外国にいる日本人同士の養子縁組 - - >> 📎

📍 [養子縁組届出の受付]

養子縁組は、その届出が市区町村役場において受理されてはじめて成立するため、養子縁組をしようとする本人同士の間で合意するだけでは、養子縁組は成立しません。

📍 [婚姻規定の準用]

養子縁組の届出を行う際の要件については、婚姻届出を行う際の規定が準用されます。(民法第 799 条)

📍 [成年被後見人の養子縁組]

養子縁組の届出については、婚姻届出の規定が準用される為、成年被後見人が養子縁組を行う際には、その保護者である成年後見人の同意は不要となります。

これは、民法第 738 条において「成年被後見人が婚姻をするには、その成年後見人の同意を要しない」と定められており、この規定が養子縁組届出の際にも準用されるからです。成年後見人は、成年被後見人である本人に代わり、一切の法律行為を代理します。

しかし、成年後見人といえども婚姻を代理する訳にはいかないため、婚姻届出については、成年被後見人は、成年後見人の同意を不要としています。

養子縁組届出も同様に成年後見人が養子縁組を代理することは出来ない為、成年被後見人が養子縁組を行う際には、成年後見人の同意は不要とされている訳です。

📍 [受理されてはじめて成立する]

婚姻は、婚姻届出書が市区町村役場に受理されてはじめて成立します。(民法第 739 条)

養子縁組も同様にその届出書が、市区町村役場に受理されない限り成立しないのです。

なお、養子縁組の届出は、養子縁組を行う者

双方と成年の証人二人以上とにより、口頭又は署名した書面で行わなければなりません。これも婚姻の届出を行う場合と同様となります。

📍 [受付は形式審査]

市区町村役場は、養子縁組の届出が、養子縁組の適用要件や戸籍法その他の法令に違反していないことを確認した後でなければ、受理することが出来ません。

逆を言えば、市区町村役場においては、養子縁組の届出に法令違反が無く形式的に整ってさえいれば、これを受理しなければならず、その届出の内容が果たして真実に合致しているか否かを審査する権限は無いのです。

これを「形式的審査主義」と呼びます。

📍 [外国にいる日本人同士が養子縁組する方法]

外国にいる日本人同士の間において養子縁組をしようとする場合には、その国に駐在する日本大使、公使又は領事に養子縁組の届出を行うことが出来ます。(民法第 801 条)

なお、郵送により外国から市区町村役場へ提出することも可能です。

📍 [婚姻届出の規定を準用]

外国にいる日本人同士の間において養子縁組をしようとする場合も日本においてする婚姻届出の規定が準用されます。

従って、その養子縁組届出が受理されてはじめて成立することとなり、また、養子縁組を行う者双方と成年の証人二人以上とにより、口頭又は署名した書面で行わなければなりません。

📍 [終わり] 📍